

1. 議事日程

[平成21年第2回安芸高田市議会6月定例会第2日目]

平成21年6月11日
午前 10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

副市長	藤川幸典	総務企画部長	清水盤
市民部長	山本数博	福祉保健部長兼 社会福祉課長	重本邦明
産業振興部長	金岡英雄	建設部長兼 公営企業部長	廣政克行
消防長	光下正則	会計管理者	立田昭男
八千代支所長	藤本宏良	美土里支所長	長井敏
高宮支所長	宮木雅之	甲田支所長	深本正博
向原支所長	三上信行	総務課長	沖野文雄
行政経営課長	武岡隆文	政策企画課長	竹本峰昭
教育長	佐藤勝	教育次長	田丸孝二

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（3名）

事務局長	益田博志	事務局次長	西原裕文
書記	森岡雅昭		

午前 10時00分 開議

- 藤井議長 それでは、皆さんおはようございます。
ただいまの出席議員は20名でございます。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において11番
前川正昭君、12番 秋田雅朝君を指名いたします。

日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、一般質問を行います。
本定例会の一般質問の運営については、過日、議会運営委員長の報告
のとおりといたします。

なお、一般質問の順序は通告順といたし、持ち時間は設けず、質問回
数は3回までといたしますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

18番 亀岡等君。

- 亀岡議員 市民クラブの亀岡等でございます。
通告をしておりますように、給食センターの整備計画に関係をいたし
まして質問を行います。

平成16年度の基本調査に始まり、18年度に検討会議が設置され検討さ
れてまいりました学校給食調理場整備の件は、浜田市長の本年度の施政
方針において統合整備する方針が示され、それに基づく本年度分の関係
予算が去る3月の議会において圧倒的多数の賛成により可決決定となり、
給食センター整備計画が推進されるに至っておりますのでございます。

給食センター整備計画の中間報告によりますと、給食の基本方針とし
て安全安心な給食の提供、そのためには地産地消の推進、それを通じて
の食育の総合的推進を図るとされており、教育行政の一環であると位置
づけられている学校給食のあり方といたしましてはまさにそれにふさわ
しい方針が示されているところであります。

しかし、そうした方針に基づく給食をどのようにして実現していくか
は決して容易なことではございません。とりわけ安全安心な給食の実現
に欠かせないのは、言われております地産地消の確実な推進であります。
そうした地産地消をどう具体的に取り組んでいくのか。

また、もう一つには、この重要な事業に携わる人の参加をどう求めて、
その人たちの力をどう引き出していくことができるのかということであ
ります。給食センターの事業展開が真に求められている安全安心の給食
実現のかなめは私はここにあると考えておるわけでございます。このこ

とは決して市側だけの問題ではなく、私ども議会を含めましてともに最善を尽くしていく大事業である、このように認識をしているところでございます。

少し前置きが長くなりましたが、以上のことを踏まえまして通告の2点について市長の御所見を伺います。

まず初めに、食材納入業者の件についてでございます。

給食事業がセンター運営になった場合、これまでの食材納入業者との関係はどうなっていくのか。納入業務は継続をしていけるのか。また、納入関係業者への説明や話し合いは行われているのか。これはすべてはこれからか。商業者の営業を守り商業振興を図る面からも、市はどう対応していかれるのか。

2点目は、先ほどもいろいろ申し上げましたが、地産地消の推進についてでございます。

整備計画の中間報告によりますと、給食センターの整備に伴いまとまった量が必要となる。市としても安全安心な地元食材の活用について、生産体制、集荷、供給等、地産地消を図るとされておりますが、実際には農業生産が衰退傾向の中で生産体制の整備は容易でないことが予想されますが、具体的にはどのように推進していかれるのか。以上の2点についてお伺いをいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

ただいまの亀岡議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、食材納入業者についての御質問でございます。

給食センターにつきましては、今年度中の基本設計及び実施設計を計画しております。その設計とあわせて、食材についても効率、経済性、技術面や食品の衛生管理の容易性など総合的に考慮して決定していくように考えております。

現在計画しております給食センターは、1日当たり3,100食の供給を目標にしております。このことを達成するには、毎日の食材の数量の確保、安定集荷の保証が不可欠なこととなります。こうしたことの具体的な検証は、調理設備や献立等の計画とあわせて行う必要があります。今年度中には食材調達方法についての一定の考え方を整理をしていく予定でございます。私といたしましては、市内の業者から仕入れを行うことを基本として協議を進めてまいりたいと考えております。関係業者の皆様方の御協力をいただきながら、できるだけ安心安全でおいしい安芸高田市内の地元食材の活用を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜るようお願いをいたします。

次に、地産地消についての御質問でございます。

現在、市内の学校給食での使用食材における地場産の供給状況でございますが、米につきましては本年度より市内全校で全量市内産の米を使

用するよう教育委員会に指示をしたところでございます。

また、野菜につきましては産直市を中心に可能な限り地場産を使用する仕組みを進めております。地域でとられたものを地域で消費するという地産地消の推進は、安全安心な農産物の供給とともに農地を保全し地域内経済の循環を促すことともなり、地域集落の維持にも繋がるものと考えております。

ミニパイプハウスの助成制度を設けており、J A広島北部におかれましても各支所に営農指導員を配置し、指導強化が図られているところでございます。今後、安全安心な地場農産物の安定供給体制を構築するため、J A北部との緊密な連携のもと営農集団や集落法人の参画、新たな生産者の育成を進め、学校給食における地場農産物の安定供給と十分な利活用がなされるよう取り組んでまいりたいと考えております。何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
再質問の許可をいたします。
18番 亀岡等君。

○亀岡議員 少し苦言をまぜながら、再質問を行いたいと思います。

市長の答弁内容によりますと、やはり本当に具体的にどこまで踏み込んでいくのか、どこまで取り組んでいくのかという点では、どうもこれまでのアグリフーズができた当初、その事業の推進においては地元の農産物を多くとといいますか、主に安芸高田市内でとれるものを利用していくと先ほど言われたようなことが主張されまして強調されまして、我々もそのようにできる方向を望み承知していたわけですが、実際には通告をいたしておりますように今農家においては本当に生産意欲が衰退をして、生産自体も積極的でなく、御承知のように市内の2カ所の産直市もそこに生産物が集まらないというような状況であります。

そういう中で、1日3,000食。これをやっていくための食材の供給を本当にこの地場産でやっていくとすれば、ただ単に生産組織をつくって皆さん方からしっかり産物を集めさせていただくんだということどまりでは、私はまたアグリフーズへの対応と同じようになっていくんではないか、このように思うんですね。農家の生産意欲の停滞しているその理由とといいますか要因とといいますか、そういうことについてはさまざまありますが、これは国の農政の基本的なあり方から、またこの市内の実情実態、いろんなことが関係をいたしております。ただ、私は、農家には物をつくる潜在的な力というのはしっかりあると思うんですね。あるといましても、それが大規模であり大量生産ができる、そういうものではありません。しかし、物をつくるというその気持ちを生かして、これは私はそれができる潜在的な力を持っていると思うわけです。

ただ、それをどう引き出していくんか。こういうところが今言われましたような型どおりの形、ちょっと厳しいことを言うようですけども、苦言を呈することになります。それだけではないかと思うんですね。

23年度から給食を提供していくといいますと、もう1年余りしかございませんね。じゃ組織づくりをどのように具体的に手がけていくのかというようなことから始まるわけでありますが、私は例えば物を販売する農家数、安芸高田市においては3,000戸余りあるということになっております。販売しない自家用生産をしている農家等を含めると、農家の数は随分あります。土地もあるわけでございます。ただ、そこへ本当にその人たちに生産に協力してもらおう具体的な農家の立場に立った働きかけがどのように行われていくのか。そこのところが今度この地産地消を成功させていくのかどうなのか。確実な地産地消を進めて、安全安心の給食体系をつくり上げていけるのかどうか。私は、まさにここにかかっと思っておりますね。

貯蔵のきく農産物の生産が主流になってくると思うんですが、何にいたしましても、例えば例をジャガイモに例えて言いますと、ジャガイモは1株で500グラムは十分できます。うまくつくれば1株で1キロできるんですね。品種とかいろいろ関係がありますが。その種たるや、小さなジャガイモの種を半分に切って十分それができるわけです。私は本当に農家にひざ詰め談判で話を進めて、1,000戸の農家にバレイショをつくってもらおう。でも、大きな期待をしない。そのかわりにと言うちゃいけません、健康対策。まずは20株植えてもらうわけですね、1農家。これは高齢者でもできると思うんですね。1株500グラムで20株。10キロで1,000戸の農家がこれを本気で取り組んでくれれば10トンできますね。そこまで働きかけをしなきゃ、単なるこの活字と言葉だけに終わってその実は上がらないんじゃないかと、このように私は思うわけであります。

本当に農家がこの安芸高田市の学校給食センターができることを機会に、本当に行政が本気になって、今、眠っている農業者の生産意欲を引き出していくんだと。安芸高田市の学校給食は農家の力によってこれを実現し、支えていく。こういうふうな農家の皆さんが誇りを持って取り組んでくれる、そういう体制をこの際つくらなければ、結局は民間委託業務が主流になって生産が追いつかないので、市場から一括大量の食材の買い付けをするということに私は必然的になっていく、このように危険と言うてはなんですけども、なる危険性はあるというふうに見ております。

話はいろいろ枝を探したいと思いますが、本来こういった児童生徒の健全育成の大もとにかかわるいわゆるこの給食事業、これはできることなら行政が責任を持って行っていかなきゃいけない事業であろうと、このように思っております。採算性をこういった仕事に持ち込めますと、どうしてもそこには利益の追求も必要になります。しますと、中身は理想から遠ざかっていき、本当の意味の安全安心の給食提供はできなくなる。

今、全国的には、中間報告の中にもとらまえてありますが、民営化の方向が広がってきている、このように言われております。これはやっぱ

り今申し上げておりますように農業の衰退と、また一つには大都市あたりはどうしても大市場からの食材の集荷なり供給をしなきゃしようがないというような条件の場合もありましょう。給食を受ける側から求められる本当の意味の給食体制をつくっていけるのは、やっぱりこの安芸高田市のような平生からいろいろ言われますが自然に恵まれている、こういう環境の中でこそ私は全国にまれな市内の農業者に全面支えられている、そういう給食ができる、やることができる、このように思っております。

農家に物事をお願いといいますか、要求といいますか求めていく場合は、私は余り、今、高齢化の進んでいる状況の中で大規模であり大量である。こういうのを求めるというのは無理だと思うんですね。先ほどの話に戻りますが、1戸の農家で20株のバレイショをつくっていただく。それで10キロできれば40株をつくっていただいで、2,000戸やっていただければ40トンの生産につながると思うんですね。当然そこにはこの事業に対する深い理解を求めていかなくちやいかん。これは有線で流したり一定の文書を回して、参加をしてくれというようなことでは到底そういう方向を実現していくことはできないのではないかと。本当に行政が、我々議会もそうです、本気になって働きかけを行い、農家の方々の意識も変えていただくということの仕事を、先ほど市長の方からもありましたが、生産組織もつくる、集団への働きかけもする。それを今言ったような形でひざ詰め談判をしてでもこの事業に参加をしていただく。このところが私はやっぱり言われておりますような市民と行政の協働の力で物事をやっていくんだという、安芸高田市の基本方針にそれこそ一致するやり方ではないか。これをやらなきゃ協働のまちづくりなんかというのは、いつも苦いことを言っておりますが、単なる言葉と活字だけに終わってしまう、このように思うんですね。そういうことをやっていく考え方を、これを実行していく。そういう気持ちになっていただけるかどうか、改めてお聞きをしたいと思うわけでございます。

食育推進基本計画というの也被われております。これはやはり食材の生産の場面において顔が見えて話ができる。これ皆これまで検討されてきた中にあるんですね。このことがやはり本当の食育推進の原点なんですよね。この給食事業ほど行政の面におきましては教育行政から生産部門、農業生産ですね、非常に広く深くかかわり合いがある。私は、大げさになりますが、この安芸高田市の学校給食は全市民の参加によってできるんだ、やっていこうと、こういう考え方に立って物事を推進をしていただきたいと思うわけでございます。

一応申し上げますように、今いろいろと申し上げましたが、本当にひざ詰め談判で農家と農民と折衝し、言われますような生産組織をつくっていく。そういうような取り組みをしていただけるかどうか、そのところについてお伺いをしたいと思います。

○藤井議長

ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問に対してお答えをしたいと思います。

貴重な御意見ありがとうございます。このたび非常に学校給食、また八千代の産直市、またいろんな2つのこれまでの産直市、あわせてようやく安芸高田市に消費できる場ができた。これからの展開は、私は農業のこれ転換期だと思っています。我々がいかに産地化を進めていくかと思っております。このことによって、いわゆる確かな後継者につなげる農業につながるんじゃないかと思っています。このことをしっかりこれからも考えていきたいと思っております。そういう意味でも、この給食を契機としてできるだけ議員御指摘のように産地化に向けた努力をしてまいりたい。

ただ、つくる方も品質とかやっぱし量の確保とか、こういう協力もなければいけません。議員御指摘のように行政と市民の方と一体となって、この契機をやっぱりこの農業の活性化につなげていきたいと思っております。御理解賜りたいと思えます。

それから、本当言ったらこれ全部直営でやってお金を非常にかけてやればいいんですけど、昨今の社会状況下の中、やっぱり行政改革とか資金の面からの制限もかかってくる。このことも考慮しながら、さきに議員のおっしゃったその安全性も考慮しながら、いい方向性を見詰めてまいりたい、かように思っております。

方向とすれば議員おっしゃるとおりなんで、このことを契機に産地化に向けて農家の方が安全な物をつくって安心して売れるということにつなげていきたい、かように思っています。

それから、地産地消なんですけど、これやっぱし今こういう経済の不況の状況の中、我がまちは我が守るといような状況もあるわけです。これがずっと末代それじゃ景気がよくなってからもこういうことをやってたら、安芸高田市の農業が今度は外で相手にされんようになります。こういうことも踏まえながら、しっかりこういうことも活用していきたい。地産地消については、やっぱし安全面、生産者の顔が見えるようなやっぱしつくっていただくということです。

この学校給食を契機に、議員御指摘のように産地化等住民の方々とはひざを交えていい方向性を見つけていきたい。

ただ、生産体制がとれん過渡期においては、やっぱしよそからの供給もあり得るといことは御承知をしていただきたい、かように思います。どうもありがとうございます。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問の許可を与えます。

18番 亀岡等君。

○亀岡議員 ひざ詰め談判も行うということでございますので、余りどこまでも追い込んでいくつもりはございません。

ただ、採算性を常に持ち込むこともこの今日までの報告を見ますと既

にあるんですね。要するに学校給食にかかわる財政的な面での節減を図る。節減効果があるんで民間に一部業務委託をする、こうあるんですね。ここのところは、さっきも申し上げましてくだいようですが、本当に地産地消が市民の協力によって確実に前進をしない限り、1日3,000食をつくらなければいけない。どうしても市場からの大量購入にしなきゃいけないんですよね。しなければ給食に事欠く、こういうことになります。市場の現状等については、私が言うまでもなく皆さん御承知のことと思います。今はもう外国からもさまざまな農業生産品、物質も入りますが、また加工食品も入ります。ちょっと大型な缶詰ですね、そういったものもどんどん入ってくるわけですね。どうしても食材を確保せないけんいうことになると大型市場を利用して、いつの間にやらこの地産地消なんかは私は雲散霧消してしまうおそれがある。先ほども申し上げましたとおりであります。

このことにつきましては、先ほどこの農家の生産意欲を引き出すという点で1つ申し落としました。

余り採算性にこだわらず、冒頭申し上げておりますようにこの事業については公的ないわゆる行政の責任で行うというのが本当は原則なんですよね。今、政府の方も少しはおかしくなっておりますが、従来から文部省がいろいろこの学校給食が増加してくる過程において問題を指摘をしております。市の方でも、献立は市の責任でやりますよ、教育委員会の責任でやります、学校の責任でやりますよと、こう言っておられます。非常にいいことですね。文部省がそういうふうな通知通達を行ってきておるんですね、これまで。食育推進基本計画もそうであります。ですが、所によっては、ある地域によってはそれが守り切れなくなるんですね。本当に農家の生産でできるものは農家の協力をいただいて、地産地消が本当に確実に推進されなければいけないわけであります。

申し落としております点は、やっぱり農家がこれに協力をすれば、協力といいますかこの事業に参加して努力をすれば、やっぱりそれだけの報いはあるんだと。一定のそれに対する収益が市政によって保障されるんだと、こういうことがなけりゃいけませんね。これまでの長い間の農家をいじめてきた国の農政の結果、今、行政が行う農業政策を農民は信頼しとらんのですね。だが、やはり本当に努力してつくったものはお金になるんだと。それを身近な自分たちの市政が保障してくれるんだということにならなきゃいけませんね。そうしますと、余りこういった事業を他の民間の事業がやることと同じような考え方でこれを進められてはいけません。できることなら一切を公の予算で、この市の予算でやっていく。こういうような考え方を基本的にはやはり守り通していく。

現在言われておりますところの説明を聞きますと、民間業者に委託する業務委託の部分は調理、そして食器の洗剤、消毒といったようなことが言われておりますが、私は実際の場面になるとなかなかそれだけで民間への業務委託範囲はおさまらないんじゃないか。場合によっては、民

間業務委託の方が主流になってくる。先ほども申し上げましたのでくどいようですが、そういうような状況を現在までにこの検討されてきた今の方針ですね、これを最後まで守り抜いて、本当に安芸高田市の市政、教育委員会を初めとするそのお力によって今言われておる体制、そういったことが崩れないようにやっていただきたい。

私は、この通告につきましては総体的に見まして市長への質問ということにしておりまして、教育委員会の方へは答弁を求めていなかったわけではありますが、冒頭申し上げましたように教育行政の分野の仕事であるということを考えましたときに、教育委員会からも何か言わせえやと思っただけでおる面があるのではないかと。もしそういうお考えをいただいているならば、今まで申し上げました全体に対して御所見をいただければ幸いである、このようにも思っております。

この先を余り不安視して物事を論じていくのもいかがかと思うわけですが、地産地消推進協議会をこの際つくってはどうかと、こう思うんですね。特別にそれをつくっていく。行政も参加、生産する農家も参加する。また、さまざまな集団からも、これはどういうふうに具体的にやっていくかは別としましてそういった組織をつくる。また、純粋に生産者の組織をつくっていく。このようなことを手がけていただく。先ほど市長がいろいろ呼びかけていくんだということと余り変わらないようではありますが、私が申し上げておるのは実際に物をつくる人たちの組織ですね、自分たちがやってみよう、自分たちの力で安芸高田市の学校給食事業をやってみよう、こういう人たちを多くつくって、それを組織化する。

私は、この組織をつくるというのは非常に難しいのでいろいろ考えをしなきゃいけません、例えば安芸高田市内で100人の選手をつくる。その選手の人が本気になってくれれば、そこから10人をまた仲間をつくっていただく。いろいろなやり方がありますね。これからそういった面も大いに創意工夫をして、この学校給食が本当の意味で求められる安全安心の給食体系ができることを祈ってやまないわけであります。

答弁の方は地産地消推進協議会、これは私が言っておる言い方ではありますが、そして本当の生産者、やろうという気のある生産者をもって生産者組織をつくる、こういった点をどのようにお考えをいただくか答弁を求めまして、私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○藤井議長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長 議員さんは、給食センター、地産地消と質問でございますが、大半はその基礎となる農業施策だろうとお聞きしております。

御案内のとおり、国、県はもう担い手一本なんです。要するに大型農家、集落営農、法人化、もうそれに徹しますという政策転換はこの2年間やってきております。その中での安芸高田市の現状は、その部類に入るのは23.4%、あとは御案内のとおり高齢者農家なり兼業農家なりの実態

でございます。その中で、産地間競争をなささいと言っておりますが、言われるとおりのこの農業問題は本当に歯どめがかからない状況というのは現実だろうと思います。その中でいろいろな取り組みなささいという苦言であったろうと思いますが、市としてもそういった行動の中で一定の見直しをしながら、市域の実態に即したような推進は必要だろうと思っております。

大枠は市長が申し上げたとおりでございます。市の方もJA北部農協なりそういった生産団体の方へ一定の各種の補助金を今まで交付して推進をしているのも事実でございます。

この中で、米は一定のあきろまん等消費者ニーズに即したものと、こいもみじとか鮎米とかいうのは一定の方向は見えておると思います。問題は、御指摘のとおり野菜の部類でなかろうかと思えます。その中でも、水耕ネギとかアスパラ、ブロッコリー等はもう一定の基準をクリアしながら現在さらなる生産を続けておられますが、その他の部分について御指摘のとおり生産意欲なりそういった生産拡大というのがポイントだろうと思います。

それで言われるようにどのように取り組んでいくかということでございますが、こういった論議の中で議員なり市の幹部なりがいろいろな今までの取り組みでそれをほんじゃどのようにして相手へ通じさすのかというのが、どうも私が見ておっても意味がわかってないような、目標が本当に定かになっておるのかということも私も危惧しております。どうしても生産者に直接結びついてそれを生産拡大なり特化していくには、広島北部農協の関係が切り離しては考えられないわけでございます。行政がやれと言われても、現状では行政のみでは無理でございます。

そこで、農協関係も全農中央会、農協とそういった仕組みを21年度から仕組まれておられまして、農協の方の今までの話でもそういった営農指導関係を3名増員して15名体制で21年度からいきたいと。そういった中でそれを具現化、具体的に詰める話として、実は市は私が筆頭で部長、関係課長、JAさんの方は専務さんを筆頭に関係部長、関係課長をお話し申し上げて、その下に幹事会という課長さんの協議会がございますが、その会合には全部が出席していただいて市の考え、意向、課題、さらにJAとしての取り組み課題等をその関係する皆さんの前で全部を話し合いを今度はどうでもしていこうじゃないかと。産直も2カ所つくったし、ええあんばいにそういった生産者部会を1つずつにJAさんもまとめておられるようになっております。

そういったように、農業振興連携協議会というものを6月1日付で実は立ち上げさせていただきました。といいますのも、先ほど御指摘のように枠だけの話、理想論だけの話でなくして、そういった議員さん等の御指摘の声をその場で反映しながらJAさんとうちで話し、協議の中、その協議の生の声を部課長さんにも聞いていただいて、それを一個一個今度はその監事部会の方で協議して取り組んでいくような実はお願いして、

農協さんの方も大いにこれは賛成すると。そういった話を参加してやりたいと。それを生産者意欲なり生産者農家に拡大していくといった関係の中で信頼関係が出てくるものと思っております。

先ほど地産地消協議会と申されましたが、まずそういった基礎の話をしてから次の展開に私は行くべきだろうと思っております。そういった具現化するためにそういったものを立ち上げて、補助金の有効性等についても目標数値を見ながらそれを検証して、どのようにコスト削減なり成果が出たということも今後数的に検証していきたいと思っております。

給食センターについては、以前から言っておりますように行財政改革の一環といたしまして公設民営で、民でできるものは民でさせていただいて、ただしそういった安全安心の環境の中でいろいろな御意見を賜りながらやっていくというのが市の姿勢でございますので、ひとつ基本的な問題でございますので御理解をお願いいたします。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 学校給食ということでございますので、教育長の方から一言今日の状況並びに教育長として考えておりますことについて御答弁を申し上げたい、このように思います。

今回の学校給食施設を建設していただくということにつきましては、既に御承知のように市内の学校給食施設そのものが老朽化をしておって、また安全安心な給食を提供するためにはO157で問題になりましたようにウエット方式からドライ方式に変えて、少しでも多くの子供たちが安心をして給食をいただけるよということの一つのやり方として学校給食センターを建設するという方向で、市の方での決定をいただいたわけでございます。

なお、この学校給食にかかわりまして教育委員会としては何を一番大事にすべきかということでございますけれども、今日非常に物質的には豊かになりました。そして夫婦共働きの家庭の中で子供たちの日常生活を考えていく中で、とにかく学校給食を実施してもらいたいという願いもありますし、学校に来るまでに十分に栄養バランスのとれた食事をとれていないというような現状もある中で、何としてでもこのことをきちんとやりたいということで昭和29年に学校給食法ができて、日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣、学校生活を豊かにし、明るい社会性を養う。食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図る。食糧の生産、配分及び消費について正しい理解に導くということをして学校給食法の中で学校給食の目的にしておるわけでございます。我々もこのことを念頭に置きながら、すべての子供たちが安全で安心でそして健康で、そして社交性も踏まえながら豊かな人間を育てていくということで、学校給食を重要な教育の柱にしながら取り組んでまいりたいと思っております。

ただ、このことについて校長等といろいろ論議をする中で、教育長さ

ん、我々も頑張ります。それは何かと。学校給食をえさとして考える給食は絶対にしません。愛というものを必ずその中に入れながら、学校給食を実施してまいりたいと思います。そのためには、やはり生産者の顔が見えるということも忘れないでいきたいと思いますし、礼儀作法等々についても、あるいは生産者に対する感謝の念も、あるいは配ぜんをされる方に対する感謝の念も忘れないようにしてまいりたいというように自信を持って答えてくれました。私は、その校長の愛を大切にしながらこの学校給食を本物の教育活動にするということ聞きまして、自信を持ったわけであります。いろいろ途中では課題もあるだろうとは思いますが、皆さん方の御支援を得ながらこのことを全うしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御支援のほどお願い申し上げます。以上でございます。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
これで亀岡等君の質問を終わります。
この際、11時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時50分 休憩

午前 11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

- 藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
続いて通告がありますので、発言を許します。

5番 和田一雄君。

- 和田議員 5番 尊和会、和田一雄。

さきに提出しました通告書に基づきまして、次の項目について質問をさせていただきます。

1つ、予定価格の90%担保のいわゆる要請すべきことについて。本市の独自の判断において、工事の最低制限価格、低入札調査基準価格等、引き上げの見直しについて見解やいかに。

2つ、今、本市が計画されております生活交通体系、それに使用します車両、業務全般を本市内の業者に委託する考えやいかに。

3つ、身障者専用駐車場に車いす、松葉づえ等個々補助器具の配備計画やいかに。

4つ、市民の皆さんに配布されております刊行物の文書文言に表記されております外来語、横文字、いわゆる片仮名語について、いま一つ優しい配慮をお考えやいかに。

1番目に言いましたものと2番目に言いましたものについては、経営雇用活性の救援、それから3番目と4番目につきましては気遣い、心遣い、優しさの思いやりに分けられると思います。以上申しました4項目につきまして、市長の答弁を求めます。

- 藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの和田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、予定価格の90%担保要請すべく、本市独自の判断で工事の最低制限価格等引き上げの見直しについての御質問でございます。

御承知のとおり、最低制限価格は建設工事の品質の確保と適正な価格による受注を図るために設けておりまして、予定価格の75%を下らず、かつ当該工事の純工事費に現場管理費の20%を加えた額の範囲内で決裁権者がその都度決めておるのが現状でございます。

最低制限価格の改定につきましては、広島県におきましては1億円未満の公共工事の一般競争入札について4月から国の算定方式を採用して引き上げております。近年の公共投資の減少と価格競争の激化により、利益率が低迷をしていることは承知をしております。市といたしましては、このような状況を踏まえ現在調査検討しております。国の算定方式及び県内市町の動向等を見きわめながら、早い時期に結論を出していきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

次に、公共交通の運行の業務委託についての御質問でございますが、安芸高田市の新たな公共交通体系は、市民の通勤通学を支える朝夕の定期的な乗り物と、昼間には高齢者に優しい家の前から目的地まで運ぶ予約制の小型の乗り物を時間帯ごとにそれぞれ運行するように検討しております。予約制の小型の乗り物の運行業務につきましては、きめ細かな運行が想定されるため、地理的な事情に詳しい市内のタクシー業者の皆様方にその役割を担っていただくのが望ましいのではないかと考えて、準備を進めているところでございます。

また、朝夕の定期的な乗り物につきましても、将来的には市内業者の皆様方に運行を委託することになることも想定しながら検討しています。今年度は本市の公共交通体系の大きな転換期を迎えております。市民の皆様方の満足度の向上を第一に考えて利用を進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、障害者専用駐車場に車いす等歩行補助具を配備する計画についての御質問でございます。

現在、来庁者の方に自由に使っていただける車いすを本庁と支所にそれぞれ数台配備をしております。車いすは盗難や汚損の防止をする観点から、風除室やロビーに配置をしております。歩行補助具を必要とされる方や気分がすぐれない方などに御利用いただいております。市役所においていただく方で介助が必要な場合には、御一報いただきましたら職員を待機させたいと考えております。

したがいまして、今のところ駐車場に車いす等歩行用具を配備する計画はございませんので、御理解を賜りたいと思います。

次に、市民に配布する発刊物の文章文言に表記する外来語、横文字について、優しい配慮の考えについての御質問でございます。

広報あきたかたにつきましては、市民の皆様方にわかりやすい広報紙とするため、外来語や横文字を使用する場合には一般的に使われてだれ

もがわかる言葉かどうか注意しながら記載をしております。日本語に直せるものは直したり、日本語を括弧書きで記載をしたりしております。また、予算などの難しい行政用語などは用語解説を行うようにしております。今後におきましても、わかりやすく配慮した配布物等の作成に努めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
再質問の許可をいたします。

5番 和田一雄君。

○和田議員 今、市長に答弁をいただきまして、そのことにつきまして、まず1番目に質問しました最低制限価格の引き上げでございますが、これが今、自民党の公共工事品質確保に関する議員連盟というのがございまして、その会長が古賀誠衆議院議員でございますが、先月の初旬に総会が開かれまして、この地方自治体の公共工事対策として今の90%の引き上げということをそこで緊急訴えとして決議をされたところでございます。このことは今後各地方自治体、市町村、そういった発注機関に要請をしていくということを言われております。

それで今もございましたが、この90%という数字は今のこの建設業が生きていくといえますか、経営を担っていくのに今のままでは赤字受注をしておるということで、経営の停滞また破綻ということはもう目に見えておるということでこういうことが現実に起きてきたんだと思います。

そして90%は、今の市長の答弁にもございましたが国の低入札調査基準価格、その算定式の規定が、直接工事費が0.95、共通架設費が0.9、そして現場管理費が0.7、これは国がことしの4月1日から0.6を0.1引き上げて0.7になった。県は0.6です。それを0.9に上げると。そして現場管理費が0.3、これを0.7に引き上げる。そういった算定をして、0.9以上のものが出てくるということで今のこういった決議をされたということでございます。

そして参考までですが、先ほど市長が言われました本市においては、それは工種によって違いますが、というのは純工事費の関係で、それプラス現場管理費の0.2を掛けたものを足したものであるということでございます。今までのことを計算してみますと、大体0.75そこそこといっておると、落札がですね。そして県がこの4月1日から、先ほども話がありました0.8ぐらいでいっておる。そして国が今0.85です。そういったことで、各市町村もそういった引き上げを現在やっておられます。市長も今言われましたように、早くそういったことに対処したいと言われましたので、ひとつそれもお願いしたいと思います。

それから、2番目の公共交通体系のことでございますが、今のいろんな物品も購入されたり、今からいろいろと投資もされることもあろうと思いますが、この安芸高田市の中で利用できるもの、またあるものはどんどん使ってほしいということでございます。こういった時勢ですから、経営資源の過大投資というのは抑えなくてはならないというのが

現状だろうと思います。その辺のところのこともちょっとお聞きしたい
と思いますし、それから3番目の身障者用の駐車場に歩行補助器具をとい
うことですが、これがいろんな話を聞くのに、そこに駐車をし
てそれから扉を一つあける。もう一つ扉をあける。そして奥へ入って、
確かにあそこに2台ほど置いてありますけど、そこまで行ってまたそこに
返却するというので、ただ身障者の方以外にいうことですが、
病気の通風とかそれから足の骨折とかそういった方のやはり同じように
使われるのに便利がいいように、一つの気遣いといいますかね、そうい
ったところをやっていただきたい。

それでその現状を見ますと、第1駐車場にあるわけですが、屋根つき
の駐車場が2カ所、その横に並んで青空駐車場が2カ所、計4カ所あるわけ
ですが、私がそこに配備をしてほしいというのは、その建物とのすぐ
接した部分は駐輪場になっております。それから、こちらびらが通路に
なっておりますね。その通路と、車どめがあるわけですが、その約半間
ぐらいの空間があるわけです。そこに置いていただいたらどうかと。
盗難の話がありました、これは朝出していただいてまた夜は入れてい
ただくということで、何もかにも盗難ということではなしに、市民の方も
信用されたりという格好でぜひともあそこに置いてほしいという声があ
りましたので、これを申しました。その点もまた伺いたいと思います。

それから、4点目の刊行物の配布ということでございますが、これは高
齢者にわかりやすく理解できるように何とかならんかという、これ
もそういった老人会とかいったそういう集合体の中でいろんな回覧と
かいろいろあるわけですが、そういった中での言葉がなかなか理解でき
ないところによっての今お願いをしたわけで、その辺のところの
配慮がしてあるということでございます。そしてまた、それを継続して
いってほしい。また、ほかの手段があればそういったところを今後検討
していただいて、お年寄りにわかりやすく理解できるような方法をとっ
ていただきたいということでございます。よろしく。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの和田議員の再質問に対してお答えをいたします。

公共工事の最低制限価格の話でございますけど、現在本当に今検討し
ていますので、さっき0.9とか話がありましたけど、安芸高田市としてど
うあるべきかということをも十分検討して、早い時期に結論を出してい
きたいと思っております。

それから、公共交通を市民の方々に利用ということがございます。

車両体系の購入とか物品の購入、いろいろございます。できるだけ、
今私の方も安芸高田市の市内の業者の方の購入を今指示しています。だ
けど先般も議会で申し上げましたように、市民の方々も契約するそのシ
ステムをやっぱり理解してもらわないけん。テレビを買うのに、今置
いてってから盆に金をもらいに行くんじゃいうんだったらなかなか行政

ついていけないので、見積もりとかそういうこともしっかり勉強してもらいたいと思っております。価格もそんなに相違がなかったら、やっぱり市内の方々の業者を使っていきたいと思えます。けども全然価格がわからんとか比較が全然できんような状況があるんで、しっかり啓発もかけながら勉強もしていただきながら、行政の方もそういう認識を持ってこれからの対応をしていきたい、かように思います。

それから、身障者の件ですけど、終始議員のおっしゃる趣旨はよくわかります。我々は非常に盗難とかいうことを心配しております。こういうことを踏まえながら今後の検討してまいりますけど、当面は市役所の方へ一報いただいたら職員が対応するようになっていきますので、そのシステムを利用していただきたい。おっしゃるように今後の検討につきましては、そういうことを踏まえた検討もこれから重ねていきたいと思っております。

それから、市民にわかりやすい広報ということで、これ私も同感でございます。市民の方々にわかりやすい言葉でわかりやすい表現をして我々広報、行政のやってることをしっかり見きわめていただくということは大切なことと思っております。今さらに努力しておりますけど、議員御指摘のようにまだ十分でない点もございます。さらなるわかりやすい広報には配慮していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問の許可をいたします。

5番 和田一雄君。

○和田議員 今答弁をいただきまして、なかなか前向きに考えておられますので今後ともそういう姿勢でやっていただきたいというふうに思います。そして、早く対応できるものは早急に対応していただきたい。

そして、この間、おとついでですか、先ほども言われましたけど予算が成立したわけですが、その予算執行についてもいろんな点でまたお考えいただいて、慎重なる協議の上でやっていただきたいと思えます。

別にこれで再々質問は終わりますが、要りませんので、よろしく。ありがとうございました。

○藤井議長 以上で和田一雄君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 6番 水戸眞悟でございます。

かねて通告をいたしております件につきまして、市長に質問をいたします。

浜田市長にあらまはしては、これまで市内全域くまなく行脚されまして、その地域実態ということにつきましては全般的に十分な把握をされていることを前提に、これからの質問をしてみたいと思えます。

まず1番でございますが、地域別整備方針の今後の方向性についてお伺

いをいたします。

本安芸高田市は、合併以来5カ年を経過いたしました。新市の建設計画の策定以来6年、市の総合計画策定以来4年を経過をいたしております。その計画期間の中間点に当たり、これから後期計画期間を迎えるわけですが、その間、財政健全化計画並びに行政改革推進実施計画との整合性を図りながらローリングを繰り返し、平成23年度までを目標とした実施計画により現在の行政施策が展開されているところでございます。

その基本構想の底辺をなす方針の一つとして、地域別整備の方針が明確にされております。中心市街地に設定されるタウンセンターエリア、つまり旧吉田町エリアでございます。これの補完機能を担う5つの旧町中心地地域拠点の設定され、3つの地域区分として各ゾーンの特性に応じた整備を図ることとされております。また、地域拠点につきましては旧町の支所周辺と位置づけられておりまして、行政機能の充実や生活利便性の確保が必要である旨が明記をされているところでございます。

さて、本年度の人事配置、職員配置につきましては、各支所とも2課制で職員数が10名程度となっております。合併当初に比べますと半数をさらに下回っております。加えて、教育分室の廃止など合併後の5年間でそのありさまは激変をいたしておるところでございます。

さらに今後、学校規模適正化計画や統合給食センター施設の整備などの施策により、市域総体的に見ますとすべてが一極集中の様相となつてまいりました。これらの状況の変化は、少子高齢化の進む周辺地域にとって集落機能の低下とともに地域間格差への不安や閉塞感、疲弊感を増す要因となっていると考えます。人輝く安芸高田市、住民と行政が奏でる協働のまちづくりを目指す本市において、地域別整備方針の具体的な取り組みには支所機能の充実とともに重要な課題と考えておりますが、今後の市長の考え方についてその所信を伺うところでございます。

2点目でございますが、一般県道中北川根線の改良促進についてお伺いをいたします。

先ほど来の質問の内容にも関連しておるわけですが、高宮町川根地域と一般国道433号線を結ぶ一般県道中北川根線は市内中心部へつながる日常生活路線として重要な役割を果たしております。積極的な部分改良は進んでおると見受けておりますが、交通の難所であることは周知のとおりでございます。さらに今後、学校規模適正化計画や統合給食センター施設の整備などの施策を講じるに当たって、道路交通網の整備は緊急の課題と考えます。一般県道中北川根線の改良促進について、市長の所信を伺うところでございます。

3番目でございますが、災害対策用備蓄品の早期充足並びに自主防災組織の設置、育成の現状についてをお伺いをいたすところでございます。

台風や集中豪雨、地震や豪雪は予期せぬ甚大な被害をもたらすところでございますが、現在各自自治体におきましてもゲリラ豪雨等の緊急事態

に対して迅速な対応をするための総合防災訓練などが実施されております。

本市におきましても、過去の教訓に基づいて災害対策基本法に規定される地域防災計画を策定し、危機管理体制を確立してございます。その中で、災害時に緊急に必要とされる食糧や毛布、簡易トイレなど生活必需品の備蓄量が不足していると考えます。先般の補正予算では、財源組み替えの上になおかつ増額となっておりますが、一定の備蓄数量には達しないのではないかと考えます。豪雨災害の時期を迎えるに当たり、災害対策用備蓄品の早期充足が必要と考えますが、市長の所見を伺います。

また、あわせて先般新聞報道にもございましたけれども、基本法に基づく住民の自主防災組織の設置、育成は災害時における要援護者の避難誘導等に重要な役割を担うと思っておりますが、その現状についてお伺いをいたすものでございます。

以上、質問をいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、地域別整備方針の今後の方向性についての御質問でございます。

タウンセンターの建設につきましては、ここ吉田地域の中心市街地に第2庁舎、総合文化保健福祉施設クリスタルアージュを建設いたし、住民活動や都市活動の拠点的役割を担う施設整備として取り組んでまいったところでございます。

また、タウンセンターエリアの補完機能を担う5つの地域拠点となる旧町の支所につきましては、随時施設改修等の工事を進めるよう実施計画により整備を行っておりますが、支所機能の明確化と空き施設の関連を整理し、さらに活用方法を検討する必要があると思っております。

この4月の組織機構改革におきまして支所は2課となりました。業務状況に応じた人員配置、支所機能の抜本的な見直し、より迅速な事務処理体制への移行を目指して行ったわけですが、総合窓口の設置による支所の窓口業務の効率化等、テレビモニターを使用して本庁と支所をつなぎ、お客様に負担のかからない事務処理を目指しての窓口ネットの運用、すぐやる課の設置による対応のスピード化等、支所機能の充実や利便性の向上につながったものと考えております。

さらには、看護師の資格を持った保健推進員を各支所に配置いたし、市民の安心安全にも寄与したものと考えております。支所機能の充実とともに、それぞれの地域特性を踏まえ、地域に応じた整備を推進し、地域生活の利便性をさらに高めてまいりたいと思っております。よろしく御理解を賜りたいと思っております。

次に、一般県道中北川根線の改良促進についての御質問でございます。

御承知のように、一般県道中北川根線は、美土里町北国道433号を起点に高宮町川根の主要地方道甲田作木線を終点とする延長8.2キロメートルの県道であります。現道幅員は2.5メートルから3メートル程度と狭小であり車両の利用困難で、急カーブなど危険箇所も多くある路線でございます。

そのうち、高宮町の3.9キロ分は改良済みとなっております。美土里町側の起点から0.7キロメートル区間につきましては、現在県道の権限移譲路線改良として国道433の交差点側の家屋移転や改良工事を進めておるところでございます。

なお、人家のない美土里町、高宮町の区間3.65キロメートルにつきましては、美土里町北に安芸高田消防の分駐署が設置されたこともあり、緊急車両の安全な通行を確保するための避難所の設置工事及び視距確保掘削工事など、市と県と連携して部分改良工事を進めてきました。また、美土里町側の家屋移転が今年度完了する見込みであり、順調にいきますと来年度から拡幅工事に取りかかれるものと考えております。県の財政状況等により進捗は異なりますが、早期に事業効果が得られるよう工事を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

次に、災害対策用備蓄品の早期充足についての御質問でございます。

災害応急救助物資の備蓄につきましては、平成7年発生 of 阪神・淡路大震災や平成16年発生 of 新潟中越大震災など過去最大の災害を教訓として作成をされました広島県地震被害想定調査報告書をもとに、被災3日目以降は流通在庫や広域支援などで対応が可能であるとの想定から、発生直後の1日分を市町が、また市町対応後の1日分を県が確保しておくこととされております。

備蓄品の内容といたしましては、議員御指摘のように食糧で乾パン、生活必需品として毛布や簡易トイレなどがあり、これらはそれぞれ安芸高田市として確保しておくべき数量が県からも示されております。現在の備蓄数量は、平成20年度までに備蓄してきたものと今年度当初予算で購入したものとで乾パン約3,000食、毛布900枚で、それぞれおおむね50%を有しております。簡易トイレは12個で5%を備蓄しておりますが、今回の経済危機対策交付金で追加購入を予定しております。本年度中にはこの3品目について70%の備蓄を完了することを目指しております。

次に、自主防災組織の現状についての御質問でございます。

現在の組織率は、世帯を対象として23.5%の充足率となっております。組織数で27団体が設立済みとなっております。全国平均や県平均と比べると低い状況にあることから、今年度主要事業として位置づけ、組織化を促してまいりたいと考えております。

具体的には、5月中旬より各町の地域振興連合組織を対象に災害時要援護者支援制度の説明とお願いをさせていただいており、この機会を利用し、本制度の重要性とあわせ自主防災組織の組織化の必要性を皆様方に

お伝えをしているところでございます。いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり災害時に特に初期の段階で地域において最も重要な役割を担っていただく組織でございますので、組織化の促進に力を傾注してまいりたいと考えております。

以上、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 市長の御答弁のとおり、鋭意施策を取り組んでいただいとるところでございまして、各支所の機能の充実あるいはIT化、そういった観点から関係市民の皆さん方にはより便利な支所の機能充実といったことについての答弁をいただいたところでございます。

もちろんその点もあるんですけども、1番のところでは少し市長の根底にある部分でお答えをいただきたかった部分が漏れておるような感じがしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、安芸高田市の総合計画というのは、基本的には地方自治法の第2条に定められておりますように、市町村にあっては長期総合計画を議会の議決に基づいてこれを策定し、各施策に当たるように定められておまして、本市におきましては平成17年の3月25日の議会議決ということになっておると思ひますが、第1回の定例会だったというふうに思ひます。つまり平成17年の総合計画ですから、市長さんは前市長さんということになっておるわけでございます。そのときの総合計画が10年目標でございまして、本年で4年を経過したというところでございます。

冒頭申し上げましたように、各地域においては支所の充実とともにエリアを設けてそれぞれのゾーンに分けて、自然環境交流ゾーンであったり集いと文化・歴史ゾーンであったり田園居住ゾーンであったり、あるいは各町ごとにそれぞれの特性を生かした発展計画を記してあるわけでございます。つまり浜田市長にあられては、ちょうど中間点でバトンタッチをされたような形になっておるわけでございますが、本計画の基本理念であります、先ほどから申し上げておりますような地域特性を生かした発展計画が今後ともそのような形で当初計画を尊重しながら周辺地域の地域別整備計画を進めていかれるのか。ないしは、少し申し上げましたように各施設の一極集中の形の中で周辺の市民の皆さん方の日々の暮らしについては市長はよく御存じだと思いますが、その辺の中で合併における夢も希望もあつた地域周辺市民の皆さん方に提示したこの総合計画でありますから、それが少しでも周辺地域の皆さん方に見えてくるような施策を講じていただく必要があるというふうに常々思つておるところでございます。

したがって、1番のところでは重ねてお伺ひしたいのは、この長期総合計画の観点を当初の計画どおりそれを尊重して、地域の発展計画を進めていく必要があるというお考えなのか。いやいや、財政の方も、あるいは

経済も冷え込んできて、今では本市の実質公債費比率も19.2%にまで上がった。そうすると当初の計画どおりにはいかん部分もあるので、基本的に議会の皆さん方の了解を得ながら総合計画の見直しもやぶさかではないというお考えなのか。その辺のところの市長さんの本音の部分で今後への取り組みの姿勢をお伺いをしたいというふうに1番の部分でお願いをしたいと思います。

2番目の部分につきましては、先ほど来御説明いただきましたようにまさにそのとおりであろうというふうに思っておりますが、まさに本市の北部に位置する川根地域については、豪雪の際あるいは積雪、冬期間についてはかなりの積雪も見ますし、倒木あるいは凍結等によってこの路線が通行止めになる場合が多々ございます。私も地域に住んでおりますのでそういった実態をよく知っておるわけでございますが、先ほど来のお話にもありましたように今後統合給食センター等々の考え方を見ますと、給食センターから配送していく川根地域というのは非常に困難であろうというふうに考えますので、できるだけ早期にこのことに取り組んでもらいたいということで、このことについては答弁は求めませんが、そのように考えております。

なお、3番目の部分で1万1,000世帯、3万2,000人の世帯があるわけですが、これの世帯カバー率が23.5%というのは先般の新聞報道でもございましたが、この23.5%というのは自主防災組織の今後の育成に当たってどの程度の期間をもって何%までの目標で取り組んでまいりたいか、この点についてをお伺いいたします。

以上、1番と3番について再質問いたします。

○藤井議長

ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの水戸議員の再質問に対してお答えをいたします。

非常にこれ行政の根幹にかかわるお話なので、依然慎重にこれ扱っていきたいと思います。

まず、地域特性を生かしたまちづくりという基本はずっと変わりません。変わっているのは、当時と比べる社会状況、日本の財政の状況とかそういうものは全然変わっております。そうかといって、今、国の方へこの特性を生かした郷土の文化とかを大事にしたまちづくりの基本というのは、これからも生かしていきたいと思っております。

ただ、財政支援に当たって国の方の動向とちょっと若干違いが出てきておるといことです。景気がよくなってくれば全部構わんですけど、そういうことを踏まえながら今後のことも考えていかないと、何回も言いますが地域特性、本来の計画については尊重しながらも、国の財政状況によっては見合わせざるを得ない状況下にあると思います。

今度、全員協でも説明いたしますけど、例えば過疎法の制定につきましてもこの制定がいかにか動向もわからんような状況になっています。今後の財政状況を踏まえて、この長期計画の見直しなりは考えていかなく

ちやいけない、かように思っております。全くこのとおりだから、このとおりいくんだということではございません。ただ、その根底には地域の特性というのはしっかり考えていきたい、かように思っております。

今、我々も非常に困っておるのは、自治省あたりが交付税の算定時に非常に我々が市町が分散しているというこういう要素が入ってこんのですよね。そうかといって、市町はそれを対処せないけん。今、100人ほどこれから人員計画で減らすと考えていますけど、これもなかなか、それじゃどこを減らしていくんかという議論になります。支所機能を充実するんだったら、それじゃ本所の職員を100人減らして本所の仕事を支所でやってもらわないけんということになりますので、この辺のことを職員、市民の皆様と十分議論しながらしていきたい。私も人員的に余裕がある時期はこれ絶対に支所に置くべきだと、かように思っています。ただ、市全体の経営を考えたときに、そういうようなせっぱ詰まった厳しい状況にあるんだということは周知してもらいたいと思います。

長期計画につきましては、前期計画を尊重しながら今後見直しもあり得るということで答弁をさせていただきます。

あとの自主防災の件につきまして、担当部長の方から説明をさせます。

○藤井議長

引き続き答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長

自主防災組織の今年度以降についての計画についての御質問でございます。

先ほど市長の方から答弁申し上げておりますように、4月1日現在で23.5%ということでございます。既に今年度に入りまして新たな地域からの設立、あるいは設立の準備ということで、現在対応させていただいております。

それとあわせまして、先ほど答弁の方にもございましたように現在災害時要援護者避難支援制度という取り組みをしております。これとあわせまして、現在市内に推進を図っておるところでございます。市といたしましては、この要援護者の地域にあるところにつきましては、早い段階でそういった防災組織を設立をしていただきたいという思いで現在推進をさせていただいております。

御存じいただきますように、本市の場合は地域振興会の組織がかなり活動していただいております。実質自主防災組織に近い活動もしていただいております。そういった意味では、早い設立がいただけるのではないかというふうに思っております。できるだけ早いうちの全地域へのこういった自主防災組織の設立を推進してまいりたいというふうに考えております。

5月末をもちまして地域振興連絡協議会等へのお願い、説明会の方を終了させていただいております。また今月、3町の連絡協議会の方へ再度具体的な説明に伺うというような段取りにもなっております。できるだけ早い設立に向けて、さらに努力をしてまいりたいというふうに考えて

おります。よろしく申し上げます。

○藤井議長

以上で再質問の答弁を終わります。
以上で水戸眞悟君の質問を終わります。
この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。
続いて、通告がありますので発言を許します。
15番 金行哲昭君。

○金行議員

政友会、金行でございます。
私は、通告のとおり大枠2点質問させていただきます。住宅用太陽光発電システムと教育について大枠2点でございます。

まず初めに、住宅用太陽光発電システムについてでございますが、地球温暖化、その原因は二酸化炭素を初め温室効果ガスにより地球温暖化が今非常にふえております。地球温暖化防止京都会議でも、日本は2008年から2012年までに温室効果ガス、二酸化炭素ガスでございますけど6%減と出しておったんですけど、昨日、本日のニュース等々によりますと総理の方が2020年までに15%ということも出ておりました。その対策の一つとして、国も推進しております、今現在広島県出身の斉藤大臣も非常に力を入れておられます太陽光発電でございます。太陽光発電は発電時に二酸化炭素を出さず、騒音も排気ガスも排出しません。とても環境に優しいクリーンなエネルギーだと思います。

浜田市長は環境には非常に熱心であり、関心を持たれております。本年度の予算においても、公衛協等々が取り組んでおります資源ごみに対しても2008年度は1キロ4円の補助でございましたが、本年度はやっぱり環境にいうことで10円の補助金も考えられ上げておられますし、関係者もその環境について非常に関心も深く、大事なんだということも言っておられます。

そこで、今も国も同様、広島県も非常に力を入れて住宅用太陽光発電システムの設置補助交付制度を早急に考えるべきではないかと私は思うんでございます。

先日、私が県の方のソーラータウンミーティングということがございまして、それに対しても太陽光発電が非常に今からは大事だということの講演も聞いてまいりましたが、広島市も呉市も江田島市も東広島市も三原市、福山市、また近隣の三次市もこの制度にはいち早く賛同しましてやっております。我が市にもこの環境について非常に今からはクリーンにやっついていかなければいけないというのは市長も当然だと思いますので、そこらをごらしてどう考えておられるのかお聞きします。

次に、学校教育についてですが、最近、小学校、中学校の生徒また父

兄、地域の人からも生徒が落ちついたとか生徒がなかなか、生徒らしく言ったら言葉は、「らしく」という言葉が適さないかもしれない、子供らしく生徒らしく落ちついて学業に励んだるいうことをよく聞きます。

まず、昨年の学力テストの結果は私たちも一覧表をもらって見たんですけど、その調査結果によってもすべての教科で我が市は県の平均値より上でございまして、一応安心いうんですかね、よかったということですが、この学力テストについても私はこれは賛成でございしますが、今ある父兄においては学力テストがいいもんか。せつかくやるんなら学校ごとに発表したらどうかという御意見も出ていますが、その点、教育長どう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

また、今現在学力はそういうことで上がって、不登校もこれまでの、昨年、本年度を見て不登校やいじめなどの状況も、不登校などは全然減ったような統計が出ております。その辺の今現在の状態はどんなのか、2点目お聞きしたいと思います。

また、教育関係の3点目でございますが、安芸高田市において小学校、中学校の全国表彰、また県表彰等々がよく新聞紙上、広報等にも出ております。それ大変喜ばしいことではありますが、この基準はどういうことで表彰されているのか。また、いろんな表彰の中でどのようなことで表彰されているか。いろいろ最近出た図書館の、甲立小学校ですかね、そういう表彰がありました。その基準はどう感じてどのように教育長は思われているのか。そこらの表彰基準はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

また、最後に、昨日、一昨日ですかね、東広島にも新型インフルエンザが発生しましたとテレビでやっておりまして、ラジオ、新聞報道にも出ておりましたが、我が市の学校教育においてどういう影響があったのか。特に私が一番感ずるのは、子供が一番楽しみにしている修学旅行がなくなるのか。延期になったとはちょっと聞いておるんですが、その点どう考えておられるのか。

また、ほかの教育においてそのインフルエンザによって行事等々が延期になったのか中止になったのか。これはやっぱり子供、生徒にとってこういうものは何かの方法でかぼうていかにやいけんいうのを私は思うんですが、その点どう考えておられるのですか。その点、大まか2点お聞きします。以上でございます。

また、答弁によっては自席で再質問させていただきます。終わります。

○藤井議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの金行議員の御質問にお答えをいたします。

市民の生活環境を向上させるためにも、市は率先して循環型社会を目指していく必要があります。ごみの減量化、資源化をさらに促進をしていかなければならず、地球温暖化対策についても待ったなしで取り組んでいく必要があると考えております。

住宅用太陽光発電システムに係ります設置補助金制度についての御質問でございます。

国の制度に住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金がございます。この補助金制度の概要は、平成21年4月1日から平成22年1月29日までの期間に申請をするもので、補助金額は最大70万円でございます。本制度を市民の皆様方に周知をし、制度の利用促進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

なお、学校教育につきましては教育長の方から答弁いたします。

○藤井議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

ただいまの金行議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、市内の小・中学校の学力の状況についてでございますが、先ほど質問の中にも大体出ておりましたが、繰り返すようになるかもわかりませんが、市内の状況についてまず最初に御報告をしておきたいと思っております。

毎年実施をしております広島県「基礎・基本」定着状況調査でございますが、小・中学校とも全教科県平均を上回っており、またそれぞれ70%前後の平均得点をとっており、基礎基本的な内容の定着はおおむね満足できる、このように考えておるところでございます。

しかしながら、おおむね満足できる状況にございまして個々の状況を分析いたしますと30%以下の得点の児童生徒がおるのも事実でございます。学習におけるつまづきをいかに起こさせないように授業をするかが課題であるととらまえております。

また、全国学力・学習状況調査によりますと安芸高田市も全国と同様の傾向であり、基礎的、基本的な知識、技能を活用して問題を解いていくいわゆる応用力に課題があるという結果が出ております。応用力をつける授業や学習活動の工夫が必要であると考えておるところでございます。

以上のような課題を克服するために、学習補助員配置によるきめ細やかな指導体制の整備、あるいは学力向上対策事業等の指定事業による授業研究等を通しまして、指導体制の充実と指導方法の工夫、改善ができるよう学校指導を行ってまいります。

学校別の成績の公表でございますが、この広島県が行っております「基礎・基本」定着状況調査も全国で実施しております全国学力状況調査も両方ともそれぞれの学校の比較をするための調査ではございません。基本的に申し上げますと、実施しております学習指導要領に基づいたねらいとする学力が本当に定着しておるかどうだろうかということを各学校が自分の教育の課題としてとらまえて、そのことを具体的な授業に生かしていく。そのことに力を注ぐように、それぞれの学校にはそれぞれの学校の成績あるいはテストと同様に行います学習や生活に関するアンケート調査もございまして、あわせてそれらを分析をさせまして、そ

れが次の授業に生かしていくという工夫をさせておるわけであります。

ただ、自分たちだけで知っておるということでは開かれた学校づくりにはなりませんし、説明責任も十分果たすわけにはいかないということがございますので、各学校の状況につきましては各学校につくっておりますホームページあるいは学校だよりの中で地域の皆さん、保護者の皆さんにも明らかにしておりますし、安芸高田市の教育委員会は教育委員会といたしまして市全体としての課題を広報あきたかたの中で集約をいたしまして、学力の状況あるいは学力のベースになる生活の状況もあわせて公表し、知ってもらうことによって保護者の皆さんの協力あるいは地域の皆さん方の協力を得て、学力についての底上げをしていただいたり御支援をしていただきたいというような努力をしておるのが現状でございます。

したがいまして、安芸高田市の市内の学校の個々の学校がどのようになっているかということで、一覧表にして公表するという事は教育委員会としてはいたしません。

次に、不登校の状況でございますが、平成18年度51名をピークに、平成19年度が43名、平成20年度が28名と年々減少してきております。不登校の問題につきましては、安芸高田市の学校教育の重点課題としてとらえまして、平成19年度から生徒指導主事連絡会議を定期的に行い、安芸高田市として組織的な取り組みを進めてまいりました。平成18年度、19年度においては県の発生率を大きく上回っておりましたが、平成20年度においては県並みの発生率まで低下してきたところでございます。今年度も引き続き重点課題の一つとしてとらまえ、子供たちが生きがいを持って学校に来たり楽しいと思える学級、学校づくりを土台として、小・中学校の学校間連携の充実、学校と家庭教育支援員、適応指導教室、スクールカウンセラー、福祉関係機関等との連携による組織的な対応等、個々の状況に応じ未然防止、早期対応の観点で取り組みを進めてまいります。

続いて、表彰についてでございますが、近年、市内の各学校が特色を出した教育活動を展開し、そのことが世間一般にも認められ、数々の表彰をいただくことができるようになりました。

学校を単位として5年前から受賞いたしました主なものは、平成17年度に小田小学校が広島県地域安全マップコンクールで県知事賞を、吉田中学校が広島県教育委員会より教育奨励賞を、平成19年度には美土里小学校が全国学校体育研究優良校表彰及び優良PTA文部科学大臣表彰、可愛小学校が日本スポーツ振興センターより学校安全優良校表彰、美土里中学校が自治通信社より教育奨励賞、平成20年度には根野小学校が創意工夫育成功労学校賞、文部科学大臣表彰、平成21年度はこの4月23日の子供読書の日に甲立小学校が読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰を受賞しております。また、教員個人としても文部科学大臣優秀教員表彰等の表彰を毎年度受賞しております。これら学校や個人の受賞は、地域の皆

様、PTAの皆様方、多くの市民の皆様の御支援と御協力をいただいた結果でございます。学校は感謝の気持ちを忘れず、今後ますます特色を生かした教育活動の充実が図れるよう、教育委員会として指導、支援を行ってまいります。今後とも学校教育に御理解、御支援を賜りますようお願いいたします。

次に、新型インフルエンザの対応についてでございますが、新型インフルエンザに関する修学旅行等学校の対応と。

新型インフルエンザにつきましては、既に御承知のとおり感染力が強いものの罹患した場合の症状といたしましては一般的に比較的軽度で、重篤な事態を招かないことが確認され、発生状況も落ちついてきていることが周知されているところでございます。

しかしながら、集団生活をいたしております学校におきましては短期間のうちに感染が拡大することも想像されますので、手洗いの励行など周知を図り、徹底に努めておるところでございます。

お尋ねいただきました修学旅行につきましては、吉田町内の2小学校が6月に京阪神方向への旅行を延期しておりますが、これは旅行実施の可否を判断する時期が感染拡大期で、今日の状況が確認されない中でやむを得ず判断をしたものでございます。したがって、2つの小学校につきましても日程を変更し、京阪神地域への旅行実施を検討しているところでございます。

なお、その他の学校につきましては、現在のところ特別な事態が発生しない限り当初の予定どおり実施するように考えております。

また、海外交流事業として実施をしておりますニュージーランド及びシンガポールへの派遣研修につきましては、これから冬に入る南半球においては新型インフルエンザの感染が急速に広がっていることから、WHOも南半球では今後さらに感染が広がっていくおそれがあると警戒を強めていることを勘案し、今年度については中止せざるを得ないと考えているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 まず1番目の太陽光発電ですけど、私、この住宅用と出しとるんですが、これは行政が先立って例えばこの庁舎に太陽光発電をつけるとか支所につけるとか、行く行くは温暖化を防止、経費も節減ということも考えられると私は思うわけです。市長、そこらはどう考えておられるか1点お聞きします。

また、教育関係の非常に喜ばしいことがあったんですけど、これ教育長、吉田の分の今延期したというのは、またいつか行うということで理解してよろしいんですか。

それともう1点、学力テストですよね、これ県の学力テストと国の学力テスト、2つございますよね。それ学年が違いますよね、受ける。これは

どうして違うのかいうのをお聞きします。2点お願いします。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員の再質問に対してお答えします。

これ民間の太陽光の発電システムでございますけど、これはさることながら御指摘のように行政もしっかり支所とか学校とか可能なところにはしっかり検討してまいりたいと思っております。

また、国の方もこのたびの補正が大きな柱でもございますので、それに乗っかるような対策をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 それでは、先ほどの質問にお答えをいたします。

6月に修学旅行を延期いたしましたのは、吉田町内の具体的に申し上げますと可愛の小学校と郷野の小学校でございます。これは6月の早い方で4日から、次が6月の11日から1泊2日で旅行の計画を立てておったんでございますが、ちょうど京阪神の方でインフルエンザがはやるピークに差しかかる時期でございまして、初めての段階でマスクをとかいろいろ話がございました。校長も責任を持って子供たちを連れていくということについていささか不安もあるというようなことで、保護者の方とも話し合いをいたしまして、そして旅行社との話し合いもいたしまして、これは延期をするというふうにしております。

といいますのが、小学校の修学旅行はほとんど6年生で計画しておるんですよ。中学校へ行ってから小学校の修学旅行するいうわけにもいきませんので、延期をするという形でやっております。中学校は大体2年生が行くのでそれほどのことはないと思いますが、小学校の場合はそういうことがある。

しかしその後、当時は九州地方はインフルエンザはまだ確認されておりませんでした。そこで、いろいろどうしようかということについてやっぱり検討したわけでございますが、修学旅行へ行くにいたしましても新幹線で行くような予定を九州の方へしておったわけですが、新幹線だったら京阪神地方の方からおいでになれる方も一緒に乗っておられますので、それで新幹線に乗らずにバスで行ってバスで帰るというような方法で修学旅行を実際には実施しております。

ただ、この二、三日、福岡の方でインフルエンザが出た、学校を休校にするんだということも今朝のテレビでも言っておりましたので、校長が引率をするのにこういうふうな心配をしております。日常的にインフルエンザ対策等児童にうがい、手洗い、咳エチケット等の指導や規則正しい生活を送るよう指導していますが、マスク、液体消毒を持参し、細やかな指導をして対応いたします。特に大勢の人が集まる場所では、全員マスクを着用しますというように、校長メールで私の方へ校長が配

慮をしながら言っておりますので、いう報告をしてきておりますので、これはどこにおるか見えないので、インフルエンザのウイルスがわからんところがありますが、無事に帰ってくれるということを祈っておりますのでございます。

次に、「基礎・基本」定着状況調査は県がやっております。片や全国の方は文部科学省がやっておるわけでありましたが、県が実施するときには当初考えたのは、私が冒頭申し上げましたように結果が出たことを学校教育の中で生かすためには、6年生でやったのでは結果が出てくるのが秋以降になりますから、それじゃ手おくれになる。そうすると、小学校で起こった学力の問題を小学校で授業改善等に生かすためには5年生がよからうということで、5年生を対象を絞ったわけでありまして。

国が実施いたします大きなねらいは、新しい学習指導要領に基づく教育を実施していくために今日行っておる学習指導要領の課題はどこであるかということをはっきりさせるための主なねらいがテストのところにあるわけでございます。そうすると最高学年である小学校の6年生と中学校の3年生を対象にするということなんであります。それならどうするかということになりますと、学校はそれぞれの教育課程の実施状況について改めて、先ほどの基礎基本とは違いますけれども、観点を変えながら授業改善を図っていくというように努力をしていくということでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。
以上で金行哲昭君の質問を終わります。
続いて通告がありますので、発言を許します。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 9番 宍戸邦夫でございます。

市長に質問をいたします。

市民総ヘルパー構想と広島県一在宅介護の進んだまちについてでございます。

この平成21年度の施政方針に、市民総ヘルパー構想の創設をするなど、またこれは家庭のバリアフリー化事業、それから家族介護リフレッシュ事業等の施策を総合的に展開をして、広島県一在宅介護の進んだまちを創造していこう。これを目指した協働のまちづくりを推進するというふうにあります。このことの概要につきましては、広報あきたかた4月号にも若干載っておるわけでございますが、この構想とそれから広島県一の在宅の介護の進んだまちについては、これは安芸高田市のまちづくりの将来に大きくかかわる問題であろうと、こういうふうに思うわけでありまして。

このことについて、3月の定例議会におきましても同僚議員である山根議員の方からも触れられておられますけれども、それと重複しない範囲内で質問をさせていただきたい、こういうふうに思っております。

この構想については、当然市民の皆さんの理解と協力が必要ということから、この構想についての市長の基本的な考え方といいますか理念といいますか、そのことについてできるだけ詳しく説明をしていただければと、こういうふうに思うんです。例えば創設の時期、それから創設に向けての組織、例えば行政だけでこの策定するのか、策定委員会をいろいろな、医師それから福祉関係者、それから地域振興会とか住民の皆さんの力を得ながら策定をしていくのかどうか。私は、策定委員会を設けて広く市民の皆さんに知ってもらい、知恵をかりるということも大事ではないかと思いますが、そこらについてお答えをいただきたいと思いません。

さらには、具体化し実施するためにはどうしても市民の皆さんの理解とか納得とか協力とか、それから機運の高まりというの私も必要と思えます。そういうことを考えたときに、その周知方法をどうされるのか。そしてまた、これを事業展開をしていくためにはだれが母体になってやるのか。そういったことをいろいろできるだけ詳しく説明をしていただければ、答弁していただければというふうに思います。

それから、2点目についてでございますが、広島県一在宅介護の進んだまちについてでございます。

今、安芸高田市も高齢社会にあって介護施設数も少なく、施設介護にも限界のある現在でございます。当然このことによって先ほどの市民総ヘルパー構想にも大きくかかわることでございますが、在宅介護の充実というのは必要不可欠でございます。国の政策、そして県の施策についてもこういう在宅介護への流れが主流になっているようにも思いますが、しかし在宅介護というのもしっかりと非常に大事なことでございます。経費の問題、介護保険料の問題もいろいろありますが、しかしその中には限界にある家庭もいらっしゃるわけです。老老介護と言われるように、介護をする側が病気で倒れる。ストレスを感じて、夜も昼も寝ずに看病せざるを得ないような状況に追い込まれておられる家庭もあるというふうに聞いておりますし、私もその家庭を知っております。

そういうふうに、施設入所希望も非常に多いというふうにも聞いておるわけでございます。そういったその実態というのを行政としてどういうふうに把握されておられるのか、もし把握されておられれば教えていただきたいと思えます。

そして在宅介護というのは、先ほど申しましたように今の介護施設数も少ないという状況の中でこの充実というのは緊急な課題だろう。こういうふうにも思えますし、また介護施設の拡充というのでも緊急な課題と思えます。そこら辺について、市長さんのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

国は当然政策の流れの中では在宅介護をとすることを方針を出しておるようでございますが、その各地域地域、行政の地域の実態に応じては私は施設介護の拡充というのでもこの安芸高田市にとっては特に必要を感

じておるところでございます。その点についても、市長の御回答をお願いしたい、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをしたいと思います。

最初に、市民総ヘルパー構想についての御質問でございます。

市民総ヘルパー構想は、家族や地域が弱体化している現実の中で、自助あるいは互助の再構築をしたいという思いから事業化したものでございます。家族機能や地域の助け合いが弱まっている状況では、介護保険サービスや在宅福祉サービスなどの共助、公助を一層充実させることは必要でございますが、それだけでは高齢者の地域生活をきめ細やかに支援することはできません。地域がお互いに助け合う互助の仕組みが欠かせないものと考えております。

この構想の一つの柱でございます市民介護サポーター養成事業、高齢者を支援する市民介護サポーターを養成し、地域で高齢者を支えるシステムを再構築したいとしたものでございますが、5月28日、国が新たな補助制度として生活介護支援サポーター養成事業というものを事業化いたしました。この事業というのは、私がかねて申しております市民総ヘルパーと全く同じことございまして、私もこのことによってかなり自信を持ったところでございます。

この方向性は間違いなかりと確信をしておるところでございますけど、国が同じようなことを言ってきているわけですから、この制度活用については十分活用していきたい、かように思っております。

市民総ヘルパー構想は、家族のきずな、地域のきずなを基本として、次の3つの施策で構成をしております。

まず、第1番目の施策としては、地域の介護サービス基盤及び介護職の充実を目指し、担い手である2級訪問介護員、ホームヘルパーの養成を図ることです。具体的な事業として、市民による訪問介護養成講座の受講料助成などを行うようにしております。

2番目の施策としては、家族介護を支援するため家族に対し介護技術を普及し、在宅介護を支援することでございますが、これは地域の在宅介護支援センターに委託をし、順次地域において家族介護者教室を開催する予定でございます。

また、3番目といたしまして、地域の介護力の向上を図り、地域互助の再構築を進めたいとするものでございます。具体的な事業といたしましては、市民啓発事業としての男の介護塾やうつ・認知症講演会を6月から11月にかけて各支所単位で開催をしまいたいと思っております。

また、さきに触れました市民介護サポーター養成事業は、現在国の事業認定指定を受けるべく協議をしております。8月から10月にかけて各地域で介護サポーター養成講座を開催し、地域福祉の礎となる人材を育成していく予定でございます。

なお、この介護サポーターは年度後半から同じくモデル事業である安心生活創造事業の巡回訪問員として支援を要する高齢者や障害者の自宅を定期的に訪問し、さまざまな支援を行い、地域生活の支援を行ってまいる予定でございます。

なお、この事業の具体化に当たっては、議員御指摘のように市民、地域、民生委員などの連携と協働が必要でございます。あらゆる機会を活用して、市民の皆様方の御理解と協力を得ていきたいと考えております。

次に、施設介護についての御質問でございます。

まず、介護施設の実態でございますが、現在市内の介護保険入所施設は特別養護老人ホーム254ベッド、介護保険施設60ベッド、介護療養病床は八千代病院を含め267ベッド、認知症高齢者グループホーム36ベッドで、計617ベッドでございます。八千代病院を含めたベッドの保有率は県下でもトップクラスと認識しております。

次に入所者でございますが、3月の段階で3施設と認知症グループホームの入所者の合計は561名となっております。県内の平均より高い水準となっております。特に特別養護老人ホームへの入所率は県内で5位と高位となっております。特別養護老人ホームの待機者への支援は、第4期介護保険計画策定時の調査では市内で約380名の方が待機をされております。議員御指摘のように、核家族化等により施設介護への依存が高いということがうかがえます。

介護施設の拡充につきましては、第4期介護保険事業計画におきましては認知症グループホーム18床、小規模多機能型居宅介護2施設を計画に組み込んでおります。入所施設の拡充は介護保険に直結し、介護保険料を上昇させます。また、平成23年度末には医療制度改革により市内の医療ベッドが老人保健施設に転換され、介護保険料が上昇することが見込まれておるのが現状でございます。

私といたしましても、介護保険事業計画に基づきます施設の建設につきましては国に強く要望してまいります。国において先ほど議員御指摘のように非常に厳しい状況、施設介護から在宅介護への方向になっておりますので、かなり厳しい状況にこれからもなると思っております。施設入所ができない高齢者を支えるためには、在宅介護にこれからも力を入れていかなければならない状況でございます。

先ほど議員も御指摘をいただきましたけど、現在介護者リフレッシュ事業、訪問介護医療の充実、住宅のバリアフリー化、市民全員ヘルパー構想等の充実が今後の広島県一の在宅のまちをつくる基礎となるものと確信をしておるところでございます。

これは施設とかいろんな組織づくりにつきましては、まず今基礎的なこと、今県下で多分一番先頭に立っておりますので、この基礎的なことをまずは実施をしながら、組織づくりについてはまたこれからも検討していきたいと思っておりますので、御承知を願いたいと思っております。

行政だけでなく、家族を初め地域、そして医療や介護サービスを提供

する事業所が一体となって高齢者を支えることが大切でございます。市としては、医療機関や介護サービス事業所の協力を得ながら家族介護をしっかりと支え、自主、互助の福祉を積極的に支援していきたいと考えております。よろしく御理解を賜りたいと思います。

何度も申しますが、組織とかそういう体制につきましては今後の課題として早急にまた立ち上げていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
再質問の許可をいたします。
9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 いろいろと詳しく説明をいただきました。ありがとうございました。
確かにこの市民総ヘルパー構想というのは余り聞いたことが広島県ではないわけでありまして、この問題について浜田市長は早くからこの導入をされることについては大変感謝をしております。私も地域の声を聞くに当たって、本当に介護をしていくというのは、家族は介護していくのは当然のように思うわけです。しかし、なかなか24時間365日、例えば家族リフレッシュ事業を導入して年に1回か2回やるにしてもこれもありがたいことではありますが、それでもってもおかつ大変厳しいものがあるというふうにも思うんです。そういうことを考えたときには、当然地域で支えるこの市民総ヘルパー構想というのは大事であります。

そこで、私は組織についてお聞きしたのは、その地域へやっぱり根差した組織にして、組織ぐるみでやるという以外には私はないと思います。しかし、これをもってしても私は在宅介護というのは限界がある、こういうふうにも思うんです。例えば夜おしめをかえるとか、1時、2時に起きてもう夫婦で対応してもそれでもなおかつ次の日は仕事へ行かなくちゃならないし、そしてまた奥さんはそのことによって、女性の方はそのことによって会社、またいろんな勤務先をやめて介護に専念をしていくという。そして男は男で夜もふろへ入れたりおしめをかえたり、一人では到底できんというふうなこともあるわけです。そういう実態を考えたときには、これは早く市民のものとして対応できるような組織づくりを急いでいただきたい。こういうふうにも思います。

そしてこの構想は、非常に大事な構想だというふうにも思うんです。私も介護をされる側になるかもしれんし、介護する側になるかもわかりません。だれもが共有の課題を持ち合わせるわけでございますので、そこらについて市民総ぐるみでこの知恵を結集して、取り組みを急いでいただければと、こういうふうにも思います。

今現在、介護で本当に限界に来ておられる人、日々新たに悩みがふえているようにも聞いておりますので、ぜひその点についても再度お伺いいたします。

それから、施設の拡充でございますが、これは国も財政的に厳しい状況にある中で介護保険料を上げていかざるを得ないということもあります。

そしてまた、介護施設は例えば有料施設はあるわけですが、これが何と高いんです。高額負担をやむなくされる状況の中で、年金暮らしでとても対応できない、こういう方が多くいらっしゃるわけです。介護をするのが嫌だというんじゃないんですが、身体的、精神的に限界に来ておるということが私はこれを問題にするということが大事だろう、こういうふうに思います。これも個人の考え方もいろいろありましようけれども、これは行政としての責務の一つではないかというふうにも思わざるを得ない、そういう実態があるわけです。そういうところを広く調査されまして、この施設介護をできるだけ低額で、多少負担金は要っても精神的、肉体的負担が耐えられるような施設介護の方向性もできれば示していただきたい、こういうふうに思うんです。そこら辺について、市長の再答弁をお願いいたします。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの宍戸議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。

まさしく議員がおっしゃるとおりでございます。これからの高齢化をする安芸高田市をどう支えていくかというのが非常に大きな課題でございます。この少子高齢化を迎えて、だれがどうやってと。それで国の方も非常に厳しくなってくる。先ほどのことを言ってますけど、介護行政が介護を一生懸命になりますけど、市民の協力があればなお一層充実した介護ができるということを言っているわけであって、行政が手抜きをするんじゃないということだけは理解してもらいたいと思います。

それで私、これ先ほど自主防災とか言葉出てますけど、自主介護という今度は言葉を言うかもわかりません。これはやっぱしできることは地元でやっとなってくださいと。そこへ行政が駆けていって一緒にやりましょうと。そうすると、ちゃんとした行政コストもかけなくてもかなりの介護できますよというような発想でございます。そのためには、市民の皆さん方がある程度の介護の知識を持っておきましょうというのがこういう構想につながっています。自主防災と一緒に、この自主介護いうのを一緒にこれから考えていかないけん。地域の振興会とかいろんな団体の皆さん方に協力を得ながら確実なものにしていきたい。かように思っていますので、全く議員さんと考えは同じでございます。

また、そのときはまた議員の方々も御協力をしてもらいたいと思っております。

それから、施設につきましては非常にこれ施設介護を望む方もたくさんございますけど、国としてはちゃんと制度がある限り要請はしていきますけど、非常に厳しい方向だということを申し上げた。安芸高田市に施設が要らんということじゃないんですね。やっぱりこのこともしっかり要望していきたい。ただ、今までのように要望したら向原に建ったように建てなさいとかいうことにならないんで、それと並行して施設介護と在宅介護がどっちをやってもほぼ変わらんようなシステムの構築を並

行していきよらんと、この安芸高田市を守っていられないと思っております。施設をやめたというんじゃないんで、よろしく願いいたします。

来年あたりもその介護計画に基づく施設の要望してまいりますけど、このように高いハードルになってくことは御承知してもらいたいと思います。私、決して施設をやめたというんじゃないでございます。けど今までのように、それじゃ4分の3補助してやるからつくれというようなことにはいかんということなんで、どがな状況になっても安芸高田市の老人の方々は守ってあげるんだというスタンスでこういう構想を打ち上げておるわけでございます。よろしく御理解をしてもらいたいと思います。

今後は厳しい状況、今度は消費税も上がってきますけど、財政状況豊かになったら例えば介護保険というんじゃないしに、そこに一般財源の投入も考えながらそういうことも課題に入れて検討していかなくちゃいけないことだと思っております。どうかよろしく願いします。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問の許可をいたします。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 大変厳しい財政状況の中であって、この問題を解決するというのは並大抵のことではないというふうに思います。しかし、そういう地元住民の介護をされる側の声として、大きく取り上げられていくような行政施策を早く打ち出していただきたい。本当に私は心からそういうふうに願っております。この課題については、市民総ぐるみの課題というふうにも思いますので、その点についてひとつ市長さん、本気になってやっていただければと。

そしてまた、このことを現状を市民の皆さんにもしっかり知っていただくということも私は将来安全で安心して暮らせる手法の一つに周知の方法もあろうと思いますので、そこらの点についてどういうふうな、今の市長さんの答弁を広く市民に訴えられるかということ聞いてみたいと思います。それで最後にしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このこと、行政だけでもなかなか難しい問題、行政、市民一体となって解決していかないといけない大きな問題なんで、おっしゃるようにこれ広報とかにわかりやすく市民に啓発をかけながら、市民の御協力をこれからも願っていきたい。で、確かなものとしてこういうことをやっていきたい。これ市長が口で言うのとだけじゃなしに、市民の協力が得られれば大きな自信にもなりますんでしっかり考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わり、宍戸邦夫君の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時54分 休憩

午後 2時10分 再開



○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 本日のラストバッターを務めさせていただきます、12番 政友会の秋田でございます。もう少しの間、おつき合いをよろしくお願い申し上げます。

水不足による農作物等の被害が大変心配されておりますが、その農業につきまして大枠1点、地域農業の活性化、発展に向けた将来展開について具体的な質問を4点させていただき、総合的な見解についてお伺いいたします。

現在、自民党の水田フル活用対策による麦、大豆、米粉、飼料米の強力支援に対し、民主党の個別所得保障制度、農業の6次産業化など農政公約づくりが進む現況等農政改革の検討がなされている中で、食糧自給力による食糧自給率の向上、担い手確保対策など課題を抱える国の農業施策展開に対し、本市としてはこのことについてどのようにとらまえて取り組んでこられたのかという観点から、1点目といたしまして昨年度、今年度とも施政方針で述べられている担い手の育成支援、集落営農組織の育成、さらには生産組織の法人化に向けた取り組みの推進について、本市の現在の状況、今後についてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

2点目といたしまして、今年度から本格的に取り組まれる水田フル活用について、骨太の方針2009でも推進に向け麦、大豆、米粉、飼料米などへの生産振興策を早期に実施する方針を打ち出していますが、取り組むことについて本市として課題はないのか。また、今後の取り組みについてのお考えをお伺いいたします。

次に、3点目としてさきに述べました水田フル活用では、今後において水田の多面的な活用が予想されると思います。圃場整備事業が完了して年数が経過した水田では、暗渠排水、のり面、あぜ等の補修対策が必要となっているという声を伺っております。水田フル活用に取り組むためには、国、県の連携した施策が必要と考えます。また、耕作放棄地など遊休農地が増加傾向の中、補修対策が不十分であるがために利活用に困難を生じ、農家の生産意欲の減退につながり、新たな耕作放棄地増加の要因になることも懸念されると思います。市として、国、県への強い働きかけ、また取り組みが重要と思いますが、市長はどうお考えになっておられるかお伺いいたします。

最後に、担い手確保対策としての結婚サポート事業を充実させてはどうかということについてお考えをお伺いいたします。

本年度新規事業として結婚サポート事業を策定され、人口増、若者定住施策の推進としてお見合い支援、カップリング交流イベントの施策展

開を図られることと認識しています。過去においても、農家の結婚相手を探す活動、婚活のイベント等を実施されてきた経緯があると思いますが、農業を婚活の場にするにより農業の活性化、担い手確保による農業振興の一翼を担う事業となることを望むものですが、施策展開などどのように考えておられるのか、この取り組みについてのお考えについてお伺いいたします。

以上、4点についてよろしくお願ひいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、地域農業の活性化、発展に向けた将来展開についての御質問でございます。

去る平成21年4月17日の農政改革関係閣僚会合で決定されました農政改革の検討報告においても、十分な所得が確保できる農業経営体を育成し、経営発展に向けて果敢に挑戦していけるような経営者を育てていくとともに、絶えず新しい人材が農業に参入できる環境づくりを行うことが農政の中でも最も優先する課題の一つとすべきであるとされております。

その背景には、農業所得の半減、高齢化、農地面積の減少という厳しい状況下で新たな担い手の参入が進まず、現在産業としての持続可能喪失の危機に直面していることが考えられているところでございます。

本市におきましても状況は同じであり、産業として自立できる農業への構造転換を目指し、水田面積の77%を占める小規模兼業農家の組織化や担い手農家と小規模農家の連携による地域営農の仕組みづくりに向けて、J A及び関係機関と連携して集落営農の推進を図っているところでございます。

具体的には、市、J A広島北部、広島県農業技術指導所との連携による地域進出や市単独事業での集落営農支援事業による農業機械導入への助成、及び認定農業者が制度資金を活用して導入する農業機械への助成などを行っているところでございます。

次に、農業生産法人の設立状況の推移、担い手確保対策についてのお尋ねであります。

農業法人につきましては、平成8年に6法人が設立されて以来、平成20年度までに計19法人が設立されております。そのうち、集落農場型が8法人となっております。

次に、担い手につきましては、認定農業者が平成20年度末で74名、地域農業集団が36団体、また経営水田面積おおむね3ヘクタール以上の農業者で組織されているJ A広島北部稲作経営者協議会への会員が64名となっております。今後におきましても、国の農政改革の検討内容を注視しながら産業として自立できる農業経営体の育成を推進しつつ、生活基盤でもある大切な農地を守る仕組みとして集落ぐるみで農地を守る集落営

農の推進を関係機関と緊密に連携を保ち、推進をしてまいりたいと考えております。

次に、米粉、飼料用米など新規需要米の生産拡大による今後の水田フル活用の取り組みについてのお尋ねであります。

このことにつきましては、国においては米粉や飼料米の作付誘導による水田の有効利用を推進する対策として、今年度から水田等有効活用促進事業が開始をされたところでございます。本市では、平成20年度にJA広島北部に業務委託をし、飼料米の栽培技術の習得と飼料への供給可能性を調査いたしました。試験栽培した品種はくさのほしで、平均玄米収量は10アール当たり約640キログラム、倒伏しにくく栽培は比較的容易であるとの結果を得ました。

一方、家畜農家への給餌につきましては、配合飼料への添加等米の活用については国などの機関で普及検討や試験が開始をされているところでございます。家畜の飼料としての米の需要は一定程度ではございますが、価格的には1キログラム当たり40円程度で10アール当たり2万6,000円程度しか見込まれないことから、急速な拡大は困難であると思われま

す。また、米粉につきましても現状では小麦粉に比べ価格が高いことや利用も少ないことなどから、取り組みが進展をしていないのが実情でございます。

今後、国の施策並びに飼料価格や米価格の動向等を注視しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、圃場整備事業が完了して数年が経過した水田では、暗渠排水、のり面、あぜ等補修対策が必要となっております。国、県と連携した施策を講じる必要があるのではないかというお尋ねでございます。

御指摘のとおり、水田の老朽化により生産に支障を及ぼしている圃場も増加傾向にあります。国におかれましては、食糧供給力の強化に向けた取り組みが行われており、平成21年度新規事業として農地有効利用支援整備事業が創設をされ、平成21年度から平成23年度までの3年間の事業期間で非食用米の作付面積の増加、畑作物の作付面積の増加、大型機械の共同利用等の一定の要件が整えば、農業水利施設等の簡易な整備が行える内容となっております。今後この事業を活用できる地域の選定等、国県とも連携をして事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

次に、担い手確保対策としての結婚サポート事業についてお答えをいたします。

この結婚サポート事業は、市内の少子化の一因とされる未婚の男女の増加に歯どめをかけ、結婚の支援、結婚を希望する男女の出会いの機会を促進をすることを目的に、結婚縁結び事業、カップリング交流イベント事業を実施するものでございます。若者定住を促進し、活気あふれる地域であり続けるためにも、交流の場、出会いの場を提供することはそのきっかけづくりとして大事なことでありたいと考えております。

担い手確保対策としての結婚サポート事業の充実についての御質問でございますが、市の重要産業である農業が経営体として持続、発展していくためには、担い手の育成、確保は大変重要な課題であると認識しております。本年から取り組みます結婚サポート事業は結婚を望む男女の出会いを創出し、少子化に歯どめをかけることを目的としておりますが、農業のみならず各種産業の発展に結びつくことを念頭に実施するものであります。

農業を結婚活動の場とする取り組み、施策展開につきましては、カップリング交流イベントの計画に際して、市の持つ自然や魅力あふれる農業を中心とした企画とすることも定住を促す施策として大変有意義であると考えております。本事業を実りあるものとするためにも、結婚希望者の意向を十分把握して取り組んでまいりたいと思っております。

以上、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員

再質問ということで、ただいま答弁をいただいたことに対して、あるいはそのことを踏まえた私なりの考え方に対しての御質問を再度させていただきたいと思っております。

それで、まず農業生産法人の推移であるとか1点目の担い手確保対策であるとかいう件につきまして、今後の方向も含めてちょっとお伺いし、答弁もいただいたかと思っております。それで基本的に一番お伺いしたかったのは、平成8年が6法人から平成20年度19法人に拡大はしているということと、それから逆に77%の小規模農家があるんだというこの過程について、合併当初からもう既に担い手育成という形ですと農業は取り組んでこられました。また、国の施策の方針の方が担い手中心という形、県もそうでありましたし、また今後も今のところ担い手中心で進まれるだろうというふうに考えられる中で、本市の状況は8年から20年までを見ると6から19法人、ふえているわけではございますが、例えば18年から20年の間でいいますとそんなにふえてる感覚は私は認識してないもので、そんな中でこの担い手育成等含めて国の施策に従いながらいろいろな施策展開をされている農業ということで、この1点目の質問はさせていただきました。

現在、政府は農政改革の展開方向としては新たな支援の仕組みとしてやはり集落機能を維持する地域マネジメント法人の育成であるとか、担い手への農地集積などの集落機能の維持、重視等を報告されておりますし、また農の雇用事業ということで農業法人への若者就農を支援する事業等、助成制度も始めることも報告されております。

米政策を含む農政改革については、生産性を高めるには規模拡大をしないといけないという見解を政府は持っているという認識せざるを得ない状況になっておりますが、再度お伺いするのが、そこらあたりで本市の状



況はまだまだ77%、小規模農家の方もいらっしゃいますし、本当に今後の対応、取り組みは注視していかなければならないし、そのことが本市の活性化にもつながるという観点から、国の方針、姿勢を本市の実態に即した支援となるように活用しながら鋭意努力する必要についての市長の見解等、再度具体的に詳しくお伺いさせていただきたいと思います。

それから、2点目の水田フル活用についてでございます。この事業については、水田の有効利用が目的ということはもう認識いたしておりますし、答弁にございます急速な拡大は困難でありながら国の施策は注視していくということでございます。国はその食糧自給力の強化により食糧自給率の向上を図ることとしており、食糧自給率の向上ということになりますと水田フル活用による自給率の低い麦、大豆、飼料作物の生産拡大を上げているわけで、そこらあたりの食糧自給力の強化の必要性は穀物あるいは原油、資源の国際価格高騰などで農業経営に深刻な影響を与えておる部分があり、また強化には農地、農業用水などの農業資源、担い手の確保が必要との見解の中で、自給率の向上を目指すことと国はしているんですが、本市においては国の施策を注視しながら取り組むとされておりますが、2009年度の補正予算の中でも需要即応型生産流通体制緊急整備事業に1,168億円とか、また生産に役立つ農機のリース方式での導入に2分の1の補助の飼料供給力向上緊急機械リース支援事業272億円等を予算化しておられますし、この国の施策の取り組みに対して本市の課題を克服しながらこの施策を有効利用することが必要と考えるんですが、そこらあたりの具体的な取り組み等のお考えについて再度またお伺いしたいと思います。

それから、3点目の圃場整備が数年経過している水田の補修対策ということでございますが、国、県と連携して取り組むとの答弁はいただいております。それでちょっと余談になるかもわかりませんが、水田農業の先進地である佐賀県というのがございますが、ここは本当に十分な区画整理、暗渠排水等の整備が進んでおまして、そういった県がやはり自給率も含めた生産県としての数字ですね、耕地利用率等も含めて全国でもトップレベルにあるわけですが、そういった土地の改良をすることは今後の農業に対して本当に必要なことでもありますし、例えば税における償却においても耐用年数等がございますが、20年以上たったような農地ではやはり本当に補修は必要だと思うし、その取り組みというのは行政が県へ本当に強い要望をするんですが、いろんな意味で農業委員会等もございますけども御意見をしっかり把握されて、本当に施策として取り組むことを強く要望するんですが、再度そこらあたりの要望、働きかけについて詳しく答弁いただきたいと思います。

最後に、結婚サポート事業でございますが、いろんな意味での取り組み、農業の担い手の確保であります。いろんな産業での取り組みで人口増あるいは活性化につながることを取り組みとされておりますが、やはり私は農業としてこのことを取り組んでいくことにより、また今の農

業に対する都市部の若者の認識は、かなり農業に対しての魅力を感じている部分があるというふうにも報道されておりますので、しっかり農業でその婚活活動に対しての取り組みをしていただくことと、その事業、そういったイベントを行うのに12名のコーディネーター等のお話も伺っておりますけれども、そこらあたりの具体的にイベントの取り組み等、農業であるならばそのコーディネーターの方がそこらあたりに入ってこられるのか、あるいはそうじゃなくてそれぞれ何かの形でのイベントを取り組んでいかれるのかというあたりのお考えについて再度お伺いしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

産業振興部長 金岡英雄君。

○金岡産業振興部長 それでは、ただいまの再質問についてお答えをさせていただきます。

いわゆる担い手関係の法人の推移が平成8年から20年で19法人ということですが、その経緯を少し見ますと、年度ごとに申し上げますと平成8年が6法人、それから平成12年で2法人、14年で4法人、15年が1法人、また17年が2法人、19年で2法人、20年で2法人ということで、そういう経緯の中で19法人となっております。

ただ、なかなか法人というのは集落でのいろいろな皆さんの協力、あるいは支援等が必要ということで、実は集落営農のために市長の方の答弁にもございましたが市あるいはJA、県の農業技術指導所と回っておりますが、18、19の実績で申し上げますと、それぞれ19回あるいは132回地域へ出て、いろいろそういうことについての説明等を重ねてさせていただいております。これらにつきましては、今年度におきましても同様に各町単位で担当を決めながら要望等をあわせてそういう集落営農あるいは担い手に向けてのということで対応しているところでございます。

それから、2番目の水田フル活用ということでございますが、これにつきまして先ほどございましたように新たな時限的な事業として水田等有効活用促進交付金等も創設をされております。これらにつきましては、実はすべてが対象ということになるとやはり担い手的な組織とかそういうものが必須であるとか、当然生産調整をしているところ、あるいは既に播種前に実需者と契約をしておきなさいとか、いろいろそういう条件も出ているということで、今後これらにつきましてはより具体的な取り組み等についてまた関係機関ともしっかり調整をしていきたいというふうに思っております。

そういう中で、また今年度新たな国の経済対策等が出ているのはまだ詳細が入っておりませんが、その中で対応できるものについては検討しながら積極的な対応を考えていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点のいわゆる老朽水田等の対応ということで、これにつきましてやはり一定の期間過ぎましたら農地等も老朽する中で、国の方としましても農地有効利用支援事業等というのを考えて事業を実施できるように今年度からやっております。これらにつきましても、まだ

十分調査等もする必要があろうと思いますが、非食用米の作付の増加とか畑作物の面積の増加、あるいは耕地利用率の増加とか大型機械の共同利用など、そういう条件あるいはこれに伴う計画書等を整備した上で、採択要件を満たしたものについて対応というような状況がございますので、これらについては取り組めるところ等についてまた十分調査をしながら取り組みをやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

市民部長 山本数博君。

○山本市民生活部長 結婚サポート事業を農業の婚活の場にできないかという御質問ですが、サポート事業では結婚相談員を非常勤で1名ほど雇用するように考えております。その方を中心にして、仲人さん、コーディネーター言いよるんですが、12人いうことを上げとったんですが、希望される方はできるだけ多くの方を認定していきたいというふうに今考えております。

結婚相談員さんを中心にしてコーディネーターの方との協議の中で、できれば今の農業の体験をしていただくようなイベントをしながら、それで交流の場を設けてまして農業を理解していただくとともに、その場でいい話になればいいというような事業も展開していこうというふうに考えております。そのためには、いろんな団体の方にも協力もお願いしていかんやけんというふうに考えております。以上であります。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問の許可をいたします。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 再々質問ということで質問させていただきますが、総合的な質問とさせていただきますと思います。市長答弁をお願いしたいと思います。

それで今の4点伺った経緯の中においては、当然本市が進むべき農業の方向をやはりきちんと聞きたかったことが主体でございまして、国の施策の展開の有効活用であるとか、あるいは農地の基盤整備の充実であるとか担い手確保対策という形での質問をさせていただいたわけですが、これらの対策に対する講じる施策が本市の地域農業の活性化あるいは将来的発展につながることに私は考えておりますが、そういったことを踏まえた総合的な判断の中で市長は今後の農業展開について本当に基本的にどうということが課題なのか。また、どういった取り組みをされて今後農業についての取り組みを考えていかれるのかということをお伺いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○藤井議長 ただいまの再々質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えいたします。

農業に対する課題というのは非常に難しい問題であり、安芸高田市にとって避けて通れない課題でございます。いかにこの農業問題をうまく処理していくかということが大きな行政の課題でもございます。

御承知のように、今、国は、けさほどの答弁にもありましたけど担い手一本なんですよね。担い手とか集団化したところについての即展開はあるんですけど、議員御指摘のように担い手になってないところとか多くの方々がそういう環境に直面されておるということなんで、行政としてもいかにそういう方も救ってあげるかということなんですけど、我々としてみればやっぱし先ほど当面の課題とすれば幸い安芸高田市にこの産直市とか今の八千代の物産とか、そういうようなものが、それとか今の給食の問題とか、こういう契機をとらえてやっぱし皆さん方に農業の救う道はないかというところを一つは考えております。市民の方々に売るところを確保した上の農業体制をしないとなかなか実になるものにならないかと思っていますんで、このたびのそういうような給食とか産直市はある程度の施策の展開の契機だと思っています。

それから、長い目で見たら、我々国に対しては農業というのはやっぱし需要と供給とのバランスだけじゃなくて、資源とか環境破壊の問題にもつながります。このこともしっかりとして課題とそれは受けとめて策を展開していかないと、いきなり経済問題だけにその発展できないということは、そういうところから押していかないといけないという基本的な考えでおります。

いずれにいたしましても20何%、あと残り70%ぐらいが未組織のまま小規模の農家でございます。この人らをいかに救っていくためには大きな就労の問題、それから今の新たな事業の問題、こういうことを踏まえながら今後の農業問題に対処していきたいと思っています。

それから、先ほど出ましたけど麦とかそれから大豆とか、これ国の奨励品目でございますんで、こういうものもうまく取り入れながら幅の広い作物を取り組む中で国の施策も取り入れていきたい、かように思っております。

○藤井議長 以上で再々質問の答弁を終わり、これをもって秋田雅朝君の質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。次回は明日午前10時に再開いたします。

大変御苦勞さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 2時44分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員